

## 相愛大学利益相反規程

平成27年9月17日 制定

### (目的)

第1条 この規程は、相愛大学（以下「本学」という。）利益相反ポリシー（平成27年9月17日制定）に基づき、産学官連携活動に伴って生じる利益相反の管理に関し必要な事項を定め、産学官連携活動を公正かつ円滑に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「利益相反マネジメント」とは、産学官連携活動を行う者が、個人的な利益あるいは学外の活動を優先することにより、本学で負う責務、職務の遂行に多大な影響を与えている、又は、与えているのではないかとの印象を社会に与えることのないよう必要な対策を講じることをいう。

### (利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、本学の教職員（特別任用教員及び嘱託職員等を含む。）が、産学官連携活動において、次に掲げる行為で別表の範囲のものを対象とする。

- (1) 産学官連携活動に係る企業等から一定額以上の金銭又は株式等の経済的利益を、個人的な活動への報酬あるいは贈与として取得、若しくは便宜の供与を受ける場合
  - (2) 一定額以上の物品を購入することに関して、産学官連携活動に係る企業等を指名、若しくは決定する場合
  - (3) 産学官連携活動に係る企業等から一定額以上の受託研究、共同研究、研究助成、奨学寄付金等を受け入れる場合
  - (4) その他上記に準じて、利益相反マネジメントの対象と認められる行為
- 2 産学官連携に携わる教職員は、前項に定める利益相反マネジメントの対象となる行為に関して、学長に報告しなければならない。

### (利益相反マネジメント委員会)

第4条 利益相反マネジメントに関する事項を審議するため、相愛大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、必要に応じて適宜開催する。

### (委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに関する判断基準等に関する事項
- (2) 利益相反に関する個別案件の調査、審議、対応措置等に関する事項
- (3) 学外からの利益相反に係る指摘等の対応等に関する事項
- (4) その他利益相反マネジメントにおける重要事項

(委員会の委員)

第6条 委員会の委員は、本学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の委員をもって充てる。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を及び副委員長をおく。

- 2 委員長は研究推進本部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(議事等)

第8条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員5名以上の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数で決する。但し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 委員が、審議の対象となる個別案件に関する場合は、当該案件の審議に加わることができない。

(利益相反マネジメントのための調査)

第9条 第5条第2号の調査は、教職員からの自己申告書等の提出又は必要に応じて実施するヒアリング等により行うものとする。

- 2 前項に掲げる調査の具体的な実施方法及び自己申告書の様式については、委員会が定める。

(結果通知等)

第10条 委員会は、審議の結果当事者に改善を求める場合は、学長及び学部長等に報告するとともに、当該教職員に対して審議結果を通知し、当該教職員の下承を求めるものとする。

- 2 当該教職員は、委員会の審議結果に異議がある場合は、委員長に対し再審議を求めることができる。
- 3 前項に定める再審議の結果は、学長に報告し、必要により学長の決定を受けて当該教職員に改善を勧告する。

(協力義務)

第11条 教職員は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 報告に関して必要な調査活動
- (2) 利益相反マネジメントにおいて行う是正要望及び勧告に沿った措置の実施

(利益相反マネジメントの事務)

第12条 利益相反マネジメントの事務は、教学課が担当し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反に関する自己申告書に関すること

- (2) 利益相反に関する情報の管理、資料の作成等に関すること
- (3) 利益相反に関する周知活動、相談等に関すること
- (4) 委員会の事務に関すること
- (5) その他利益相反に関すること

(秘密保持)

第13条 委員会活動に関与する者は、その職務により知り得た一切の情報について、手続において必要な場合を除き、第三者に漏洩又は提供してはならない。

(施行の細目)

第14条 この規程の実施に際して必要な事項は、委員会の審議を経て研究推進本部長が定める。

(その他)

第15条 利益相反のマネジメントに関しては、この規程に定めるもののほか、「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針（平成20年3月31日 厚生科学課課長決定）」に基づいて行うものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年9月17日から施行する。

別表（第3条関係）

利益相反マネジメントの対象

|     | 行 為   | 範 囲   |
|-----|---|---|
| 第1号 | 企業等からの収入（所得として計上される収入、謝金の総額を対象とし、交通費等の実費は除く。） | 対象年度内の合計収入が1企業等から100万円以上のもの<br>(例)<br>・ 兼務、兼業収入<br>・ 知的財産権（特許、著作権等の移転）のロイヤリティ<br>・ 原稿料<br>・ 講演謝礼等 |
|     | 物品、設備等の便宜の供与による個人的な経済的利益                      | 対象年度内の合計受入額が1企業等から100万円以上のもの  |
|     | 株式・新株予約権の取得・保有・売却による個人的な経済的利益                 | ・ 未公開株（公開後1年以内も含む）<br>：1株以上<br>・ 公開株：発行済み株の5%以上   |
| 第2号 | 企業等からの物品購入                                    | 対象年度内の合計購入額が1企業等から100万円以上のもの  |
| 第3号 | 受託研究、共同研究等の受入れ                                | 対象年度内の合計受入額が1企業等から200万円以上のもの  |
| 第4号 | その他、上記に準じたもの                                  | 対象年度内額に1企業等から100万円以上の経済的利益に相当するもの   |